

新興感染症に備えた医療措置協定について

- 改正感染症法(R4.12公布)に基づき、大阪府知事と医療機関(薬局)との間で、新興感染症に係る医療提供について協議の上、協定を締結
- 医療機関(薬局)は、新興感染症の発生・まん延時に、協定に基づいて医療を提供



協定締結までの流れ

医療措置協定や協定書の解説等はこちら ➡ 大阪府 医療措置協定 

① 協定協議

② 協定締結

③ 協定指定医療機関に指定
府ホームページに医療機関(薬局)名等を公表

医療措置協定について

※これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナへの対応を念頭におく

協定で想定している新興感染症は…

- ・新型インフルエンザ等感染症
- ・指定感染症
(当該指定感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る)
- ・新感染症

※感染症の性状等が事前の想定と大きく異なる事態であると国が判断した場合、府は協定内容の機動的な変更や状況に応じた柔軟な対応を行う。

協定締結医療機関名等が公表されます

以下を大阪府のホームページに公表

- ・医療機関(薬局)名
- ・協定締結の内容(服薬指導及び薬剤配送の実施)

協定指定医療機関として指定されます

- ・大阪府が基準を満たした医療機関を第二種協定指定医療機関として指定

※第二種協定指定医療機関の医療費については、患者の自己負担分が公費負担の対象

平時から対応すること

年1回以上、協定の措置の実施に関わることが見込まれる医療従事者等に対する、

- ・感染症に関する研修・訓練の実施
又は
- ・外部機関が実施する研修・訓練への参加の働きかけ

に努める

※年1回程度、G-MIS等で実施状況等の報告を求めることがあります



新興感染症の発生・まん延時に対応すること

- ・協定締結医療機関(薬局)は、府知事からの要請を受け、協定に基づき、医療を提供

※医療機関(薬局)が、正当な理由(※)がなく協定の措置を講じていないと認められる場合、府知事は、医療機関(薬局)に対し、措置をとるべきことを勧告、指示、公表することが可能

(※)正当な理由(一例)

- ①医療機関内の感染拡大等により、医療機関内の人員が縮小している場合
- ②ウイルスの性状等が協定締結時に想定していたものと大きく異なり、患者一人当たりに必要となる人員が異なる場合
- ③感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している場合 等

医療提供に係る予算措置等は…

- ・協定に基づく医療措置に要する費用については、国の診療報酬や補助金等の予算措置を踏まえ、府の予算の範囲内において補助

※詳細は新興感染症発生時に決定